

鎌倉合唱連盟規約

第1章

総則

- 第1条 この会は鎌倉合唱連盟（以下「本連盟」という）と称する
- 第2条 本連盟は事務局を神奈川県鎌倉市に置く
- 第3条 本連盟は鎌倉市文化協会に加盟する

第2章

目的及び事業

- 第4条 本連盟は合唱音楽の実践を通じ、鎌倉市内の合唱団体相互の親睦交流、及び合唱音楽の普及発展を図ることを目的とし次の事業を行う
- (1) 定期演奏会の主催
 - (2) 市民合唱祭の主催
 - (3) 連盟機関誌「えっせんす」の発行
 - (4) その他目的達成に相当と認めた事業

第3章

会員

- 第5条 本連盟は鎌倉市内を主たる活動の場とする非営利の合唱団体を会員とする
- 第6条 新たに加盟を希望する団体は、所定の加盟申込書を理事会に提出し、その承認を受けなければならない
- 第7条 会員は年会費を納入しなければならない。年会費の金額は構成員に関係なく一団体7,000円とし、毎年その年度の総会までに納入する
- 2 定期演奏会、市民合唱祭に出演する会員は、年会費とは別に参加費（参加者1名当たり500円）を納入する。但し、本連盟の主催する演奏会に参加する会員以外の団体も同額とする
 - 3 納入した会費、参加費の返還は行わない
- 第8条 会員は次の事由によってその資格を喪失する
- (1) 退会
 - (2) 除名
- 第9条 退会しようとする会員は、所定の退会届を提出し、会費その他未納金がある場合はこれを清算しなければならない
- 第10条 会員であって次の事由のいずれかに該当する場合は、理事会の議決を経てこれを除名することができる
- (1) 本連盟の規約に違反し、名誉を毀損したとき
 - (2) 本連盟の運営に支障をきたす行為があったとき

第4章

役員

- 第11条 本連盟につぎの役員を置く
- (1) 理事長1名
 - (2) 副理事長2名
 - (3) 理事若干名
 - (4) 監事1名
- また、必要に応じて役員とは別に準役員として、名誉理事長、顧問を理事会で決定し、置くことができる
- 第12条 理事及び監事は、会員の中から総会でこれを選出する
- 2 理事長は、理事会で推薦し、総会で承認を得る
 - 3 副理事長は、理事の互選とする
- 第13条 理事長は本連盟を代表し、その事務を総括する
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障がある時はこれを代行する
 - 3 副理事長は各事業を分担し、企画運営にあたる
 - 4 理事は本連盟の運営を審議し執行する
 - 5 監事は、本連盟の会計監査を行う
- 第14条 理事の担当区分は概ね次のとおりとし、人数は理事長の指示のもとに理事会で決定する
- (1) 総務担当
 - (2) 事務局担当

- (3) 会計担当
- (4) 広報（機関誌）
- (5) 渉外担当
- (6) 書記担当
- (7) ホームページ維持管理担当

第15条 理事長、理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、就任の時点で満80歳を限度とする
補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。前任者又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間なおその職務を行うものとする

第5章

会議

第16条 会議は総会及び理事会とする

第17条 総会は毎年1回、理事長がこれを招集する。会員の2分の1以上の要求又は理事会の決議があったときは、理事長は臨時総会を招集する

- 2 総会は会員の2分の1以上の出席により成立し、出席会員の過半数の賛成により議決する。なお、出席者数及び議決数には委任状によるものを含む
- 3 総会の議長は、その都度会員の中から選出する

第18条 理事会は理事長、副理事長、理事で組織し、随時理事長がこれを招集する

- 2 名誉理事長、顧問は必要に応じて理事会に参加する
- 3 理事会は理事の3分の2以上の出席により成立し、出席理事の過半数の賛成により議決する。賛否同数の場合は理事長が決する

第19条 総会及び理事会に付議する事項は次の通りとする

- (1) 事業計画及び実施に関する件
- (2) 予算及び決算に関する件
- (3) 規約改訂に関する件
- (4) 役員を選出に関する件
- (5) その他特に重要な事項

第6章

会計

第20条 本連盟の運営基金は年会費、演奏会参加費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる

- 2 理事長は会計担当理事に命じて毎会計年度当初に予算を作成し、年度終了後直ちに決算を行い監事に提出し、その監査を受けなければならない
- 3 監事は収支報告書を受領した時は、これを監査し、監査報告書を理事会に提出しなければならない

第21条 支出は収入の範囲内でおこない、原則として借入金は認めない

第22条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る

第7章

附則

第23条 本規約は、理事会において出席役員の3分の2以上の多数による議決により変更することができる

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は理事会の議決を経て、理事長が別に定める

第25条 本連盟の財政、運営に関する書類は保管期間を定め保管する。保存は事務局が行う

第26条 この規約は平成29年9月6日から施行する

- 2 規約一部改訂（細則含む）平成27年10月13日

鎌倉合唱連盟 旅費交通費支給に関する細則

- 第1条 役員及び準役員が理事会主催の会議に出席する場合、公共交通機関での実費を支給する
- 第2条 理事会の要請により、会員が理事会及び小委員会に出席した都度、実費交通費を支給する。但し、総会、代表者会、準備会は含まない
- 第3条 役員及び準役員が合唱連盟の通常の理事会以外に、業務のために鎌倉市役所、学習センター、芸術館等に移動した場合は実費を支給する。
- 第4条 総会、代表者会、準備会、演奏会への出席は対象としない
- (附則) この細則は平成29年9月6日から施行する
但し、平成29年度の交通費の支給は年度始めから行う